

巴川流域麻機遊水地自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿地生態系の保全・再生及び良好な水環境の再生

洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の保全再生を検討。

2 自然再生協議会

平成16年1月に組織化し、現在の構成員数57。

個人(専門家を含む)24、団体26、関係地方公共団体6、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成19年3月に作成。

○自然再生の対象区域

麻機遊水地

比較的良好な湿地環境が残る第1工区(約22ha)、第3工区(約55ha)、第4工区(約32ha)の合計約109ha。

○自然再生の目標

麻機遊水地に昔から暮らしてきた多様な生き物たちが、遊水地で生息・生育できる環境を再生していくことを目指す。

①良好な水環境の再生(全体)、②在来種の保全と生態系のバランスの維持(環)、③人と自然との持続的な関わりづくり(和)、④周辺とのネットワークづくり(輪)、⑤ゾーニング計画の5つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○巴川流域麻機遊水地自然再生事業実施計画(平成20年12月作成、

実施者：巴川流域麻機遊水地自然再生協議会、静岡県静岡土木事務所、静岡市)

麻機遊水地第1・3・4工区内において、①水路の再生、②湿地環境の再生(水田表土の活用、湿地の攪乱)、③多様性のある池沼部の再生、④外来種の駆除、⑤人と自然との良好な関わりづくりを実施。

【進捗状況】

麻機遊水地第3工区において、魚類の生息環境の改善や水循環の確保のため、道路により分断されている池の連続性を確保するために連通管を設置。

ともえがわ あさはた
巴川流域麻機遊水地自然再生協議会



多摩川源流自然再生協議会の取組

1 再生内容

森林の再生及び景観の再生

山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年3月に組織化し、現在の構成員数44。

個人(専門家を含む)15、団体16、関係地方公共団体8、関係行政機関5

3 自然再生全体構想

平成20年3月に作成。

○自然再生の対象区域

小菅村全域。

○自然再生の目標

多摩川源流域の河川、森林、里山、里地その他の自然環境を保全し、再生し、創出し、その状態を維持管理することを通して、自然と共生する社会の実現を図る。

①自然環境を保全し、「源流らしさ、小菅らしさ」の里づくり、②豊かな生態系を守り、「安全で、健康で豊かな」源流の郷づくり、③自然と人間の繋がりを回復し、「自然に学び、自然と共生する」資源循環型の里づくりの3つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

検討中。

【進捗状況】

平成15年度から「森林再生プロジェクト」としてボランティアを募り、東京農業大学と北都留森林組合の指導と協力を得て、村内の人工林(民有林)の除間伐や枝打ち等を実施。また、平成19年10月、「多摩川源流100年の森づくり」の一環として、第1号作業路(大橋式作業路)を鶴峠に完成。平成20年度も作業路(大橋式作業路)を500m延長。また、民有地にも150m開設。作業道開設と平行して、大橋式作業道開設研修会を開催している。

また、平成20年9月に「源流文化再生プロジェクト」として天然冷蔵庫となる「室」を復元。また、12月に山村文化の継承として「炭焼き窯」を作成し、炭焼きに取り組んでいる。

多摩川源流自然再生協議会

○位置図



○多摩川源流の森林



○荒廃した人工林の再生が必要



こ う の や ま
神於山保全活用推進協議会の取組

1 再生内容

里山の再生

竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉広葉樹林帯の再生を行う。

2 自然再生協議会

平成16年5月に組織化し、現在の構成員数43。

個人(専門家を含む)1、団体30、関係地方公共団体9、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成16年10月に作成。

○自然再生の対象区域

岸和田市神於山全域(180ha)。

○自然再生の目標

身近な自然である神於山の自然再生と今日の里山のあり方を考えることを通して、自然環境の大切さを見つめ直す。

①森・川・海のつながり、②人と自然・人と人とのつながり、③里山とまちとのつながりの3つの理念に基づき、長期目標(100年後の目標)として「里山の再生」、当面の目標(今後10年で取り組むべき目標)として「竹林の適正な整備」を設定。

4 自然再生事業実施計画

○神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画(平成17年6月作成、実

施者：大阪府泉州農と緑の総合事務所、神於山保全くらぶ)

生活環境保全林整備事業の対象となる岸和田市所有林(約37ha)において、①竹の伐採等の森林再生、②作業車道(670m)・歩道(4,200m)の整備等を実施。

【進捗状況】

「荒廃森林のタイプ別整備」(タケ優先林：林種転換、クズ・ササのヤブ状地：林種転換、荒廃密生林：本数密度調整、自然誘導林：現況維持)、「作業歩道等の付帯施設を含めた施設整備」を実施。また、タケの利活用による「自然再生モニタリング調査」を実施。

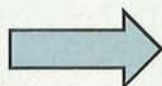
このやま
神於山保全活用推進協議会



神於山全景



放置竹林の拡大



森林の維持・管理
を行う作業路の
整備



市民が親しめる
自然の再生
(遊歩道の整備)

檜原湿原地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

「佐賀県自然環境保全地域」である檜原湿原の再生と維持管理を行う。

2 自然再生協議会

平成16年7月に組織化し、現在の構成員数36。

個人(専門家を含む)18、団体9、関係地方公共団体6、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成17年1月に作成。

○自然再生の対象区域

檜原湿原(檜原県自然環境保全地域特別地区8ha)。

○自然再生の目標

湿地環境に人為的な悪影響が少なく、農林業により適切な影響を与えていたと推測される七山村道開通以前の状態(昭和40年代前半)に再生する。

短期計画 : ①自然植生の再生、②水田跡地(人工湿地)及び周辺の再生、③水深の制御、木道等の設置、④ボランティアステーションの設置、⑤その他

中・長期計画 : ①周辺森林の水源涵養能力の向上等、②駐車場・村道部分の湿地再生、③その他

4 自然再生事業実施計画

○檜原湿原地区自然再生事業実施計画 (平成17年3月作成、実施者:佐賀県く

らし環境本部環境課)

檜原湿原において、浚渫及びミズゴケの抜き取りによる解放水面の拡大により、自然植生を再生。

【進捗状況】

自然植生の再生のため、ミズゴケ等の除去、湿地の浚渫、侵入した灌木、ヨシ及びセイタカアワダチソウの除去、周囲林の除伐を実施。

かしばる
 桧原湿原地区自然再生協議会



自然再生の対象となる区域（全体構想より）



かつては開放水面だった場所が
 低木林化



ミズゴケの堆積、ミツガシワの繁茂



ミズゴケの堆積による陸化

○桧原湿原地区自然再生事業実施計画に基づき、平成17年度事業を実施 → 現在モニタリング調査を実施



作業実施前

平成17年6月

開放水面の減少、陸化が進行



H17年度冬期 浚渫及び
 植生(ミズゴケ・ミツガシワ)
 の抜き取りを実施



作業実施後

平成18年8月

開放水面の拡大
 (多様な植生の回復)

ふしのがわ
榎野川河口域・干潟自然再生協議会の取組

1 再生内容

干潟の再生

榎野川河口干潟等の自然環境の再生・維持に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年8月に組織化し、現在の構成員数57。

個人(専門家を含む)22、団体20、関係地方公共団体11、関係行政機関4

3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成。

○自然再生の対象区域

榎野川河口域、干潟(344ha)及び山口湾。

○自然再生の目標

榎野川河口干潟等の現況、榎野川流域での変遷や変化を把握し、河口干潟等の再生の目標を「里海の再生」と位置づけて取り組む。

①豊かな泥干潟の区域、②豊かな砂干潟の区域、③カブトガニ産卵場保全区域、④豊かなアマモ場・浅場、⑤豊かな泥浜・レク干潟、⑥豊かな後浜(後背地)の区域、⑦現状干潟の観察・維持区域の7つにゾーニングして目標達成を目指す。

4 自然再生事業実施計画

検討中。

【進捗状況】

底質環境の改善のため、中潟においてカキ殻高密度分布域でのカキ殻粉碎(5,600m²)、耕耘(5,600m²)を実施。また、南潟において、砂干潟地区での耕耘(平成17年度より年2回)を実施。

榎野川河口域・干潟自然再生協議会

◆自然再生の対象となる区域

榎野川河口域から山口湾内の干潟等

◆自然再生の基本的な考え方と方向性

○自然再生の3つの視点(流域構想等を踏まえ)

- ・榎野川河口干潟等の生物多様性の確保
- ・多様な主体の参画と産学官民の協働・連携
- ・科学的知見に基づく順応的取組

○人が適度な働きかけを継続することで、自然からいわゆる『里海』の再生を目指す。

◆自然再生の目標

『里海』の再生

具体的な目標 <自然再生ゾーニング>

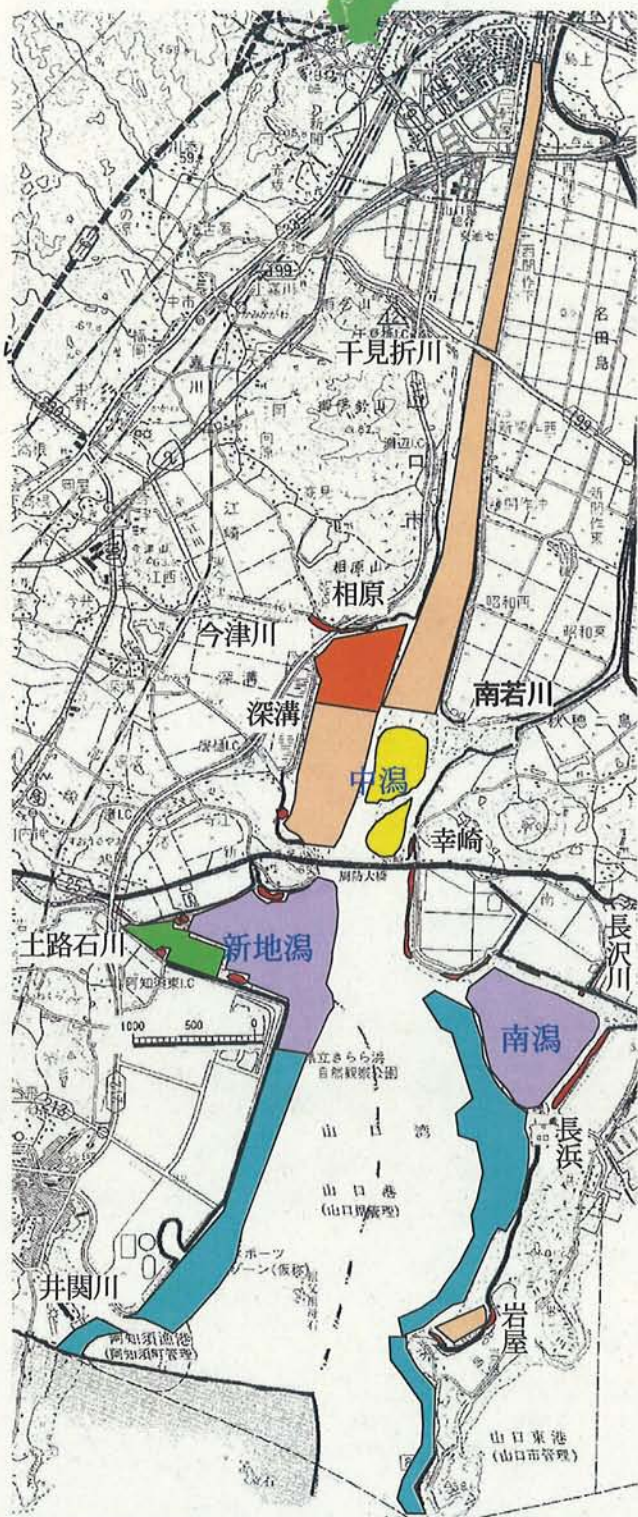
- : 豊かな泥干潟の区域
- : 豊かな砂干潟の区域
- : カブトガニ産卵場保全区域
- : 豊かなアマモ場・浅場
- : 豊かな泥浜・レク干潟
- : 豊かな後浜(背後地)の区域
- : 現状干潟の観察・維持区域



カキの著しい増殖



カブトガニの産卵場の保全



ここに示すゾーニングはイメージであって、具体的な検討はそれぞれの事業主体において、行われるものである。

自然再生の対象となる区域
(全体構想より)

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

湖岸環境の保全・再生及び湖岸景観の再生

霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境等の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年10月に組織化し、現在の構成員数64。

個人(専門家を含む)49、関係地方公共団体13、関係行政機関2

3 自然再生全体構想

平成17年11月に作成。

○自然再生の対象区域

霞ヶ浦(西浦)中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間(概ね西浦中岸3.5kmの区間)の沿岸域。

○自然再生の目標

多様な動植物が生育・生息し、里と湖の接点を形成する湖岸帯の保全・再生に取り組む。

①湖岸環境の保全・再生、②人と湖のつながりの再生、③湖岸景観(場)の再生の3つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

○霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生実施計画【A区間】(平成18年

11月作成、実施者：国土交通省霞ヶ浦河川事務所)

浚渫土砂仮置きヤード跡を中心とする区間において、鋼矢板の切断によるワンド地形を形成(西浦中岸0.6kmにわたる堤外地)

【進捗状況】

<国土交通省>陸岸の掘りこみと矢板列の一部切断によるワンド地形の再生を実施。また、ワンド地形変化把握のためのモニタリングを実施。

<協議会>重機によるワンド間の荒掘を実施。(今後、人力作業による水路整形等、今後のモニタリングや環境学習への場の整備を実施予定)

○霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生実施計画【B区間】(平成19年

9月作成、実施者：国土交通省霞ヶ浦河川事務所)

浚渫土砂仮置きヤード跡を中心とする区間において、治水上必要な施設を設け既存堤防を一部開削し浅水域、静水域、深場を持つ湾入部等を整備(西浦中岸0.3kmにわたる湖岸)

【進捗状況】

築堤工事を着手。

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会



くぬぎ山地区自然再生協議会の取組

1 再生内容

平地林の再生

武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年11月に組織化し、現在の構成員数66。

個人(専門家を含む)37、団体21、関係地方公共団体5、関係行政機関3

3 自然再生全体構想

平成17年3月に作成。

○自然再生の対象区域

川越市、所沢市、狭山市、三芳町の3市1町の行政界に位置する約152haの区域。

○自然再生の目標

高度経済成長期前のかつての武蔵野の平地林のような、人とのかかわりあいによって育まれてきた多様な環境を有する自然に再生することを目指す。

①平地林の荒廃を抑制し豊かな緑と生物の多様性を維持する、②平地林の改変を抑制し武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐ、③改変施設の移転誘導を計画的に進め、改変地を復元し、良好な平地林を再生する、④利活用を図り、平地林の新たな価値を創造するの4つの目標を設定。

4 自然再生事業実施計画

検討中。

【進捗状況】

現在までに、産業廃棄物処理場の撤去跡地2箇所(4,960m²)の植生復元、荒廃雑木林8箇所(3.5ha)の整備を実施。

くぬぎ山地区自然再生協議会について

- ◆くぬぎ山地区は、江戸時代の新田開発によってつくられたクヌギ、コナラなどの二次林によって構成された、地域の生活と一体となったまとまりのある平地林が残っている地域である。かつては、燃料等としての木材利用など、農用林としての物質循環が存在し、地域住民により維持保全がなされてきたが、近年産業廃棄物処理施設の立地や廃棄物の不法投棄など環境保全上の問題が生じ、これらによる雑木林の消失・荒廃が進んでいるなど、早急に自然環境の保全・再生を図る必要がある。
- ◆平成16年11月、自然再生推進法に基づく「くぬぎ山地区自然再生協議会」を設立。
- ◆平成17年3月には、「くぬぎ山地区自然再生全体構想」を作成した。引き続き、実施計画の作成に向けて協議を行う。

＜活動状況＞

- 第1回自然再生協議会（平成16年11月6日）
 - ・専門家、市民、関係団体、地方公共団体（埼玉県、所沢市、狭山市、川越市、三芳町）、関係行政機関（国土交通省、農林水産省、環境省）からなる協議会の設立
 - ・「再生・保全小委員会」及び「管理・活用小委員会」の設置
- くぬぎ山地区自然再生全体構想の作成（平成17年3月12日）
- 第8回自然再生協議会（平成18年6月4日）
 - ・協議会の議事・運営に関する企画立案を行う「運営委員会」を設置
運営委員13名を選出（協議会正副会長3名、団体委員3名、個人委員2名、地方公共団体5名）
- 第10回自然再生協議会（平成19年1月28日）
 - ・運営委員会の報告、今後の進め方を議論
 - ・県として、近郊緑地保全区域の指定を受けた上で、地権者の同意が得られた区域について近郊緑地特別保全地区に指定するという保全策を、今後地権者に説明し理解を得ていきたい旨、県から協議会に対し、説明があった。
- 平成16年11月の第1回協議会より、平成21年3月までに計14回開催
- 自然再生協議会初の事業として、くぬぎ山清掃活動・見学ウォークの開催（平成20年11月2日）
- ◆自然再生協議会の構成員合計66（個人・団体） ※平成21年3月現在



空撮写真



樹林地内の様子

やわた
八幡湿原自然再生協議会の取組

1 再生内容

湿原の再生

臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生に取り組む。

2 自然再生協議会

平成16年11月に組織化し、現在の構成員数31。

個人(専門家を含む)17、団体8、関係地方公共団体5、関係行政機関1

3 自然再生全体構想

平成18年3月に作成。

○自然再生の対象区域

広島県山県郡北広島町東八幡原の県有地約17.56haの区域。

○自然再生の目標

『命の環 つなげる』をキャッチフレーズに、牧場造成前の昭和30年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。

①文献資料からの再生目標、②現存植生の視点からの目標植生、③植生遷移の視点からの目標植生を設定。

4 自然再生事業実施計画

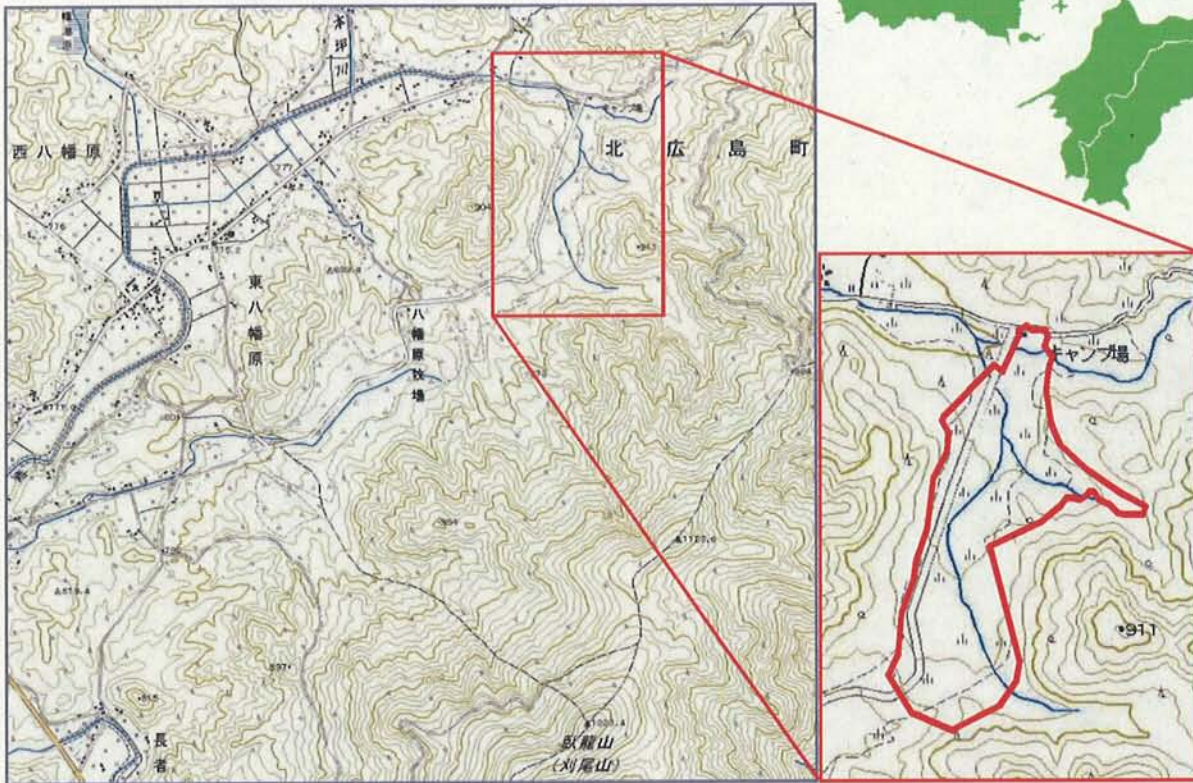
○八幡湿原自然再生事業実施計画(平成18年10月作成、実施者：広島県)

自然再生対象区域17.56haを湿地植生の有無等によって5つにゾーニングし、この中で①立木の伐採、②コンクリート水路の撤去、③自然形態の河川への整備、④河川の堰上げ、⑤導水路の整備等を実施

【進捗状況】

実施計画に基づき、区域内において河川両岸の「立木の伐採」、「コンクリート水路の撤去、自然形態河川の整備」(約480m)、「取水堰3箇所の設置等による河川の堰上げ」、「幹線導水路、補助導水路の整備」等を実施。

やわた
八幡湿原自然再生協議会



自然再生の対象となる区域
(全体構想より)



乾燥化の一因の
コンクリート三面張水路



排水施設や道路建設が原因と思われる
湿原の乾燥化が進行している



周辺部からアカマツやイヌツゲ等の木本類が侵入し、湿原環境や
それを生育・生息基盤とする動植物の存亡が危ぶまれている